

令和 5 年 10 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 5 年10月 5 日	午後 2 時 1 分
	閉 会	令和 5 年10月 5 日	午後 3 時23分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

橋 長 高 校 改 革 推 進 室 長

吉 岡 教 職 員 人 事 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

門 脇 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

久 江 総 務 企 画 課 副 主 査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

9月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 令和6年度京都府公立学校教員採用選考試験の結果について

【吉岡教職員人事課長の報告】

○ 令和6年度京都府公立学校教員採用選考試験については、令和5年9月19日に合格発表を行い、試験結果を公表した。

本試験においては、講師経験者の筆記試験の一部免除の拡充のほか、大学推薦者の専門試験免除等、試験制度の工夫・改善を継続することにより、安定した人材確保を図り、合格者446名を来年度採用予定者として採用候補者名簿に登載した。

名簿登載者数は、校種別、特別選考等に分け、資料表面に一覧表にして掲載しているので、それを御覧いただきたい。

なお、令和6年度の採用予定者数については、表の合計欄に記載のとおり、370名程度としていたが、予定者数より76名多く名簿登載した。

その内訳は、小学校は採用予定者数より18名増、中学校は29名増、高等学校は9名増、特別支援学校は5名増、養護教諭は8名増としている。

採用予定者数を超えて名簿登載したことについては、定年延長制度により、今年度は61歳が定年年齢になり、年度末の定年退職者がいない状況であるが、教育の人材不足の状況、また、民間も含め、人材が活発に流動している状況を踏まえ、予定者数を超えて登載したものである。

次に、本試験の特徴的な内容について説明する。

大きな1つ目の特徴は、様々な教育改革や教育課題に対応するために多様な人材を確保するという点である。

1点目は、小中連携推進枠で9名を名簿登載したことである。

この採用枠は、教科担任制や小中学校を通じた系統的な学習を見据え、令和4年度採用試験から設け、小中学校双方の教員免許状を所有した人材を、採用後は小中学校を行き来し、両方の学校で連携を深め、力を発揮してもらうことを期待し、採用しているものがある。

2点目は、小学校における外国語教育や英語専科教育が実施されていることを踏まえ、小学校枠において、中学校又は高等学校の英語の教員免許状所有者を16名登載したことである。

3点目は、特別支援教育が非常に重要になる中、小・中・高等学校枠で特別支援学校の教員免許状所有者を25名登載したことである。

4点目は、高等学校の情報以外の教科枠で、高等学校情報の教員免許状所有者2名を登載したことである。

5点目は、高等学校のスペシャリスト特別選考枠で、受験者9名のうち、高等学校の保健体育枠で2名を登載したことである。

6点目は、今回新設した高等学校のセカンドキャリア特別選考枠において、民間等で経験のある4名の受験者から農業関係者2名を登載したことである。この2名は、地方自治体の農業技術者と民間団体での経験者である。

大きな2つ目の特徴は、優秀な大学生を確保するということである。

1点目は、京都府「教師力養成講座」修了者から69名を登載したことである。

2点目は、大学から推薦を受けた特別選考受験者150名から79名を登載したことである。

次に、採用試験の実施状況として、校種別の受験倍率について報告する。

資料の裏面を御覧いただきたい。

小学校等は、前年度より受験者数が増える中、名簿登載者数は前年度より少ないことにより、受験倍率は昨年度の2.6倍より高くなり、3.0倍となった。

中学校等は、前年度より受験者数が減少する中、名簿登載者数は前年度とほぼ同数であり、受験倍率は前年度の4.5倍より低くなり、4.3倍となった。

高等学校等は、中学校等と同様に受験者数の減少もあり、受験倍率は前年度の4.8倍より低くなり、4.3倍となった。

特別支援学校の受験倍率については、昨年度と同様の2.3倍であった。

最後に、今回の名簿登載者については、今後、研修会等を実施し、令和6年4月1日の採用につなげていきたい。

【質疑応答】

○ 安岡委員

受験倍率については、このような数字で例年推移していると思うが、一方、受験者のレベルは過去と比べてどうなのか。

どの試験科目でどのように比較するかも関係し、難しい質問ではあるが。

○ 吉岡教職員人事課長

個人的な見解では、志願者数は前年度より少し減少しているが、優秀な学生が受験している印象を受け、レベルが下がっている感じはない。

○ 安岡委員

試験内容を同じようにした場合、前年度と比較し、合格点数は上がっているのか。試験問題も変わるので比較は難しいと思うが。

○ 吉岡教職員人事課長

筆記試験は毎年度、その内容が異なり、点数で対比することはできないが、例えば、小学校教員受験者の面接を実施した際の点数で言えば、合格最低点が前年度より上がっていた。

○ 安岡委員

京都府「教師力養成講座」は、いつ頃実施しているのか。

○ 吉岡教職員人事課長

大学3回生の2月頃から大学4回生の5月まで実施し、修了者はそのまま6月の採用試験を受験している状況である。

○ 安岡委員

修了者は、ほとんど京都府の教員採用選考試験を受験しているのか。

○ 吉岡教職員人事課長

講座の受講には基本的に京都府の教員採用選考試験を受験することを条件としており、一部受験しない方もいるが、修了者の9割以上は受験している。

○ 安岡委員

講座の修了者は、ほとんど合格すると考えてよいのか。

○ 吉岡教職員人事課長

合格率としては8割程度である。

○ 小畑委員

講座の受講生は、大学から推薦された学生か。

○ 前川教育長

講座の受講生については、大学からの推薦と選考により、毎年100名程度に絞り込んでいる。

本採用試験については、先ほどの教職員人事課長の説明のとおり、当該講座修了者で受験した者の8割前後が毎年合格している状況であり、今回は69名が合格し、来年度採用予定である。

一方、今回の採用試験においては、修了者のうち3名が、他府県の教員採用試験を受験した。

その原因については、大学との意思疎通が不十分で、京都府の教員採用選考試験の受験が前提であることについての説明が不足していたものである。

○ 藤本委員

教員志願者が減少傾向にある中、今回名簿登載された446名は今後の担い手として非常に大切な人材である。

そうした人材が途中退職しないためにも、新任の間における研修の実施や上司や同僚との関係性をつないでいくなど、人材難であるが故に新任のトレーニングに取り組むことが大事だと思うが、現在、これまでになかったような新任のトレーニングをされているのか。また、計画されているのか。

○ 吉岡教職員人事課長

新規採用者については、教員の場合は1年間の初任者研修の期間があり、小中学校の場合、初任者指導という形で、初任者5人に1人の指導教員が付き、指導している。

一方、御指摘のとおり、指導教員はベテランが多く、若手教員にとっては、必ずしも相談しやすくはないため、相談相手になれるような若い教員が付くという仕組み作りも大切ではないかと思っている。

○ 藤本委員

研修は大事であり、それもオンライン等を取り入れればどうかと思う。

○ 前川教育長

初任者研修は、国で定められている制度で1年目に何回か実施するものであるが、2年間に分けて実施することも認められており、京都府は2年間かけて初任者研修を実施している。

また、採用後数年経った段階で希望者が若手コミュニティを作り、応募した同年代が集まって一つのテーマを研究するようなことも行っている。

一方、初任者指導の在り方については、教職員人事課長の説明のとおり、相談相手となれる年齢の近い教員が指導に当たるようにすることも必要ではないかと思っている。

○ 小畑委員

スペシャリスト特別選考とセカンドキャリア特別選考は、非常に良い採用試験制度の一つと思うが、受験者にとっては教員免許状を所有していることが前提であるのか。

○ 吉岡教職員人事課長

スペシャリスト特別選考とセカンドキャリア特別選考の受験については、教員免許状の所有は条件にしていない。

○ 小畑委員

こうした採用制度により、従来の教員と違って多様なキャリアを持った人が教育現場に入るとは、その学校現場において大きな刺激となり、新しい発想も生み出すと思うため、こうした採用は更に拡大していただきたい。

例えば、セカンドキャリア特別選考においても、農業や工業といったものに限らず、理科や語学等にも枠を拡大すればいいと思うがどうか。

採用枠を広め、採用人数も増やし、カリキュラムも広げていくことが必要ではないかと思う。

○ 前川教育長

こうした特別選考は、できれば拡大したいと思っている。

また、この制度を始めて、特にスペシャリスト特別選考は十数年経つが、理系の分野において大学や企業の研究室から教員免許状を所有せずに採用された方が、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の研究を主導的に指導いただくといった実績もあり、御指摘のとおり、是非多くの方を採用できればと思っている。

○ 安岡委員

こうした方に対する事前のスカウトはないのか。

例えば、理系分野で活躍してほしいので、教育現場に入ってほしいとか。

○ 前川教育長

スポーツ分野の場合、京都府出身で選手として活躍し、名の知れた方が、次のステージ・キャリアを考えられた時に受験されることはあるが、公務員の採用試験であるため、こちらから声をかけることは難しい。

○ 千委員

京都府「教師力養成講座」修了者は、修了時に試験を受けて修了証書が授与されるのか。それとも、受講しているだけで修了者となるのか。

○ 吉岡教職員人事課長

最後に試験を実施することはないが、講座にはしっかりと出席し、また、小論文や報告等も提出していただくことで、修了となる。

○ 前川教育長

補足すれば、様々な講義の受講のほか、教育実習以外の現場実習を週に1回程度行って現場経験を積んでいただいております、この2つを柱に進めている。

○ 小畑委員

当該講座は、大学が行うというより、京都府教育委員会が各大学から教員を目指す学生を集め、教育実践力等を養成するために実施しているものと考えてよいのか。

○ 吉岡教職員人事課長

そのとおりである。

○ 鈴鹿委員

教職員等性暴力防止法の施行により、児童生徒に対する性暴力が原因で教員免許を失効した教員はデータベース化され、そうした方が採用試験を受験する場合はすぐに分かると思うが、例えば、高校生当時に子どもに関することで問題を起こした方が受験している場合、遡って調べる等により受験の時点でそのことが分かるのか。

また、そういう方が受験している場合はどういう措置とするのか。

○ 吉岡教職員人事課長

高校当時までは調べられないのが実情である。

一方、採用試験の申込書には賞罰の記載欄があり、事実を記載していただくようにしており、そこに事実と異なることを記載している場合は詐称となり、一定の責めを負う。

○ 鈴鹿委員

事実と異なることを記載していても、受験時に虚偽記載であることが分かなければ、その時点では通過するのか。

○ 吉岡教職員人事課長

そういうことになる。

○ 安岡委員

採用予定者数が370名であるにもかかわらず、採用試験に合格した名簿登載者は446名としている。どういう理由でこのようにしているのか。

なぜ最初から採用予定者数を四百数十名としないのか。

○ 吉岡教職員人事課長

募集を始めた今年4月の時点では、定年延長の関係も考慮した上で、370名の採用予定としたが、この間、途中退職者の推定が見え、来年度に向けてのヒアリングの中で退職希望者も判明するようになり、また、合格者の中には他府県との併願者もあり、他府県での採用を選ぶ場合もあることから、こうしたことを踏まえ、名簿登載者数を決めている。

○ 安岡委員

この誤差が毎年数十名となるのはどうなのか。

○ 吉岡教職員人事課長

最初の時点で途中退職者等を見込んでいく必要もあるが、この間、途中退職や他府県等との状況については、人材の流動が活発化しており、むしろ増えていく状況にあると思っている。

○ 大路教育次長

いわゆる正規教員である教諭の年齢構成に偏りや歪みがあることはよくないことであり、それを均していかなければならない。

現在は、教諭が不足している部分にいわゆる非正規である臨時的任用の講師を入れており、この講師については定数内講師と呼んでいる。

教育の質を上げるためには正規教員を採用していく必要があるが、そのため定数内講師は調整弁になっている面もあり、質と量は両立しないため、決して溢れている訳ではない。

もう1点、鈴鹿委員の質問への補足説明であるが、採用試験の面接時にはセクハラ等についての質問を必ず行っている。

同僚だけでなく児童生徒に対するセクハラ等について、特に小学校の教員は

児童と身体が触れ合う機会も多くあることから、しっかりと受験者の反応を見ている。

イ 魅力ある府立高校づくりに関する基本計画（仮称）の策定について

【橋長高校改革推進室長の報告】

- 「魅力ある府立高校づくりに関する基本計画（仮称）の策定について」と題する資料により報告する。

まず、本計画の名称（案）は、策定の趣旨を踏まえ、「魅力ある府立高校づくり推進基本計画（仮称）」としている。

計画の概要については、本計画は「府立高校の在り方ビジョン」に掲げた学校や学科等の配置の在り方、入学者選抜制度等、府教育委員会が取り組む改革の基本的な方針等を示すものであり、計画期間は同ビジョンの計画期間（令和4年～13年度）に合わせ、計画策定後から令和13年度までとして、ビジョンの改定等により、見直しを行う。

続いて、基本計画中間案の概要（基本方針）を報告する。

同資料の3頁から6頁を御覧いただきたい。

まず、大きな1つ目の内容は、今後の府立高校の在り方である。

ここでは、次の5点について中間案をまとめた。

1点目は、全日制課程の魅力化と配置等の在り方である。

普通科・普通科系専門学科については、大多数の生徒が普通科に入学することを背景に、昨年度開催の懇話会では、教育内容面の特色化の推進、キャリア教育の視点の重要性等について御意見をいただき、これを踏まえ、社会を牽引する人材の育成、地域との連携・協働、学び直し等、幅広い生徒のニーズに応じた多彩な選択肢を提供することとしており、魅力化を図って新しい普通科を設置したいと考えている。

職業学科及び総合学科については、府内の地域産業を支える担い手を育成する職業学科及び総合学科について、地域バランス等を考慮した学校、学科配置としていく。

京都府立大学附属高校化については、京都府立大学が推し進められる大学改革に呼応し、農林業系専門分野において、既存の府立高校を附属高校とし、府立大学との相互連携を高度化させていく。

全日制高校の配置等の在り方については、基本方針その1として、現状の学校規模や生徒数の将来推移等が南部・北部で大きく異なっていくため、地域別に学校配置の方針を整理する。

南部地域では、通学利便性が比較的高く、府立高校のほかに私立高校や京都市立高校といった選択肢が多いことから、1学年6学級から8学級程度、学校全体で18学級から24学級程度を「望ましい学校規模」として、地域内の学校配置や役割を見直す方針である。ただし、学校規模の大きさが、生徒にとって特色・魅力の一つであることも念頭に、一律的・機械的な平準化は行わないこととする。

北部地域では、南部に比べ、生徒が通える範囲内の高校の選択肢が限られているため、地元地域からの入学状況等も含めて総合的に判断し、更なる小規模化により生じる教育活動の課題を解消するために、各地域内における学校の配

置・役割を見直すこととする。

このほか、基本方針その2として、学校配置の見直しに当たり、通学時間を考慮すること、基本方針その3として、各校の社会的役割や特色を明確にするためのスクール・ミッション等の策定、基本方針その4として、府立高校を取り巻く地域社会との連携・協働の推進を掲げている。

2点目は、定時制・通信制課程の魅力化と配置等の在り方である。

これまでの「働きながら学ぶ場」から「多様な生徒が学ぶ場」へと生徒の状況やニーズが大きく変化しており、京都フレックス学園構想による昼間定時制での柔軟な教育システムの成果等も踏まえ、定時制課程の配置を見直すとともに、通信制課程では、ICTの活用や全日制・定時制課程との連携等、新しい教育システムの構築を推進していく。

3点目は、柔軟な教育システムによる魅力化である。

一つは、特色化の一つとして、国が定める高校卒業に必要な単位数を下限74単位とする緩やかな教育課程の設定と生徒の将来への挑戦をサポートする新しいスタイルの全日制高校を設置していくものである。

もう一つは、府立高校でのインクルーシブ教育環境の構築、通級による指導の拡充により、特別支援教育の充実を図っていくものである。

4点目は、高校設置者間の協調・協議である。

加速化する少子化への対応を始め、公立・私立高校の設置者における共通課題について、「京都府公私立高等学校協議会」において、中長期的な生徒受入対策等を協議していく。

5点目は、学校施設等の整備である。

計画的な整備の推進とともに、学校の配置見直し等、魅力化に併せて、重点的な施設・設備整備を実施していく。

大きな2つ目の内容は、今後の入学者選抜の在り方である。

現行制度への移行後10年が経過しており、その成果と課題について、京都府教育委員会と京都市教育委員会が連携し、公立中学校・高校等の代表者も入って検証・整理を行い、よりよい制度に向けた検討を進めていきたい。

最後に、今後の予定についてである。

資料は1頁にお戻りいただきたい。

府民の皆様方から御意見をいただくパブリックコメントについて、令和5年10月2日から10月27日までの26日間で実施しているところである。

また、パブリックコメント期間中に、基本計画の内容を説明する説明会を府内2箇所で開催する予定であり、府民の皆様に丁寧に説明し、様々な御意見を伺えるよう取り組んでいく。

続いて、パブリックコメントでの御意見を踏まえ、12月府議会で最終案を報告し、議会の御意見も踏まえ、最終的にはその後の本教育委員会に議案として提出し、策定したいと考えている。

基本計画策定後は、学校現場や地域の意見等も十分に聴きながら、段階的に地域別の実施計画を策定したいと考えている。

【質疑応答】

○ 前川教育長

府民への説明会については、北部と南部でそれぞれ1日2回ずつ実施する。

○ 小畑委員

この基本計画中間案で一番気になるのは、資料3頁に記載の全日制課程の魅力化と配置等の在り方における普通科のところである。

まず、以前に実施されたアンケート結果を例に挙げてのことであるが、全日制課程の普通科の志望者は「何を求めて志望するのか」との問いに対し、「部活動や通学時間」等の答えが多く、「こういうことを学びたい」という答えがあまりなかった。一方の職業学科等では、「こういうことをしたい」という答えが多かった。

まだ子どもでもあることから、やむを得ないところもあるが、何をやりたいかという将来像が描けていないように見える。学校であるため、部活動も良いが、「こういう勉強をしたい、将来こういうことをやりたい」という答えをアンケートに書いてほしい。

このことは、高校に入学する前のことであるため、高校の問題ではなく、中学校や小学校あるいは幼児教育からの問題でもあり、高校入学に至る前の段階でのキャリア教育、志を芽生えさせるような教育を行う必要があると思う。その上で更に高校でもそうした教育を行い、大学への入学志望や就職志望につながるようにしていくべきではないか。

次に、全日制課程の普通科というのは、ある意味私立高校との競争であると思う。

このことは、資料6頁に記載の高校設置者間の協調・協議に関連することであるが、少子化問題も背景にあるが、現状として普通科の志望者が私立高校に流れており、この状況に対し、公立高校としてしっかりと危機感を持ち、私立高校にはない教育を実施していくという気概が見せてほしい。

公立高校として学力の高低に関わらずどんな生徒にも門戸を開いているということも勿論大事であるが、私立高校では行っていない勉強や大学進学のための勉強を徹底的に行うなど、私立高校との競争において、公立高校がもっと優秀な人材を惹きつけ、京都府や国家のためになる人材を輩出していくんだという、危機感をベースにした気概のようなものに踏み込み、はっきり示した計画が必要ではないか。

それから、資料3頁に記載の京都府立大学附属高校化について、この計画自体は非常に良いことだと思う。その相互連携においては、農林業系専門分野に限らず、もっと幅広く、高校・大学の一貫教育のようなことを行うことも大事であり、そうした一貫教育のような連携に取り組むということも書いてほしい。

附属高校化と書けば、府立大学の意向を受けた高校になっていることを自ら認めているようであり、公立高校としての矜持を自ら失わせてしまっているように思う。

公立高校として、高校・大学一貫教育の中で特徴のある人材をしっかりと育成していくために府立大学との連携を強化していく考えである。その形を附属高校と表現しても良いが、タイトルとして出すとすれば、公立高校としての矜持や自律性というものを自ら放棄している印象を受ける。

表現を工夫し、公立高校のスタンスをはっきりさせた方が良いのではないか。

○ 前川教育長

まず、御指摘いただいた附属高校化という表現がどのように受け取られるか

ということは、教育の世界だけにいけば気づかないことであり、貴重な御意見として受け止める。

一方、全日制課程の普通科については、どこの学校でも大きくカリキュラムは変わらない、学校ごとに何が重点的に学べるのか分からない状況の中で、普通科を志望した理由を生徒に問うても学習関係は上位に上がってこない実情がある。

普通科志望で学習面を理由とする生徒も一定程度はいるが、そこが本当に大きな課題と認識しており、この高校の普通科は英語教育を充実させるなど、そうした特色を今回出していければと思う。

貴重な御意見と捉え、最終案でどのように盛り込んでいくのかということも含め、検討させていただく。

○ 小畑委員

資料４頁に記載の全日制課程の配置等の在り方で、北部地域の学校については、生徒数も減少し、学校の配置・見直しも必要なことと思うが、その中において、オンラインやデジタル化等によるＩＣＴ教育を更に推進し、教育の過疎化に対応していく必要があると思う。

北部地域のスクールミーティングで視察したが、そうした教育は既に実施されており、当たり前のこととして行う中で学校の配置・見直しを考えていかなければならない。

学校配置の見直しにあたっては、生徒が通える通学範囲のことだけを考えるのではなく、デジタル化を更に進めていけば、日常生活にもデジタルが更に浸透し、普通のこととして身に付いていくのではないか。

また、過疎化した地域の方が、デジタル化が進むという成果も出てくるのではないか。

○ 前川教育長

例えば、スクールミーティングで視察していただいたとおり、宮津天橋高校の宮津学舎と加悦谷学舎をオンラインで結んだ学習も、デジタル化による成果の一つである。

また、北部地域の学校は南部地域と比べ、生徒数が少数ではあるが、例えば尖った能力や才能などのある子どもたちが南部地域の尖った授業を受けられるようにすること、さらには、北部地域には大学がほとんどなく、南部地域のようには大学連携がなかなかできないため、北部地域の学校が南部地域の大学とオンラインで結ぶことについて、デジタル化を最大限生かした教育として、検討しているところである。

具体的な案が固まれば、御意見をいただきたいと思います。

○ 千委員

魅力ある府立高校づくり懇話会の委員の人選についても、検討すべきではないか。

教育側の意見を言われる人ばかりではないか。

○ 前川教育長

先日、府議会の文化生活・教育常任委員会においても、懇話会の委員に特別支援教育関係の専門人材が入っていないのではないかと、との御指摘を受けており、次にこういったプランを検討していくときは、更に慎重にメンバーを選考していきたい。

○ 小畑委員

産業界の方も選考してはどうか。

○ 前川教育長

これからのデジタル化の時代を考えれば、多角的な視点で御意見をいただくことは大事であり、その視点もしっかり受け止めたいと思う。

○ 藤本委員

今回の基本計画は、5年後位に見直しを行うのか。

○ 橋長高校改革推進室長

本基本計画の期間は、府立高校の在り方ビジョンの計画期間（令和4年～13年度）に合わせ、令和13年度までとして、ビジョンの改定等により、見直しも行うこととしている。

○ 藤本委員

それまでの間における中間見直しが必要ではないか。

少子化が加速する中、例えば、今から5年後は大学の定員割れが相当進み、大学進学ของ在り方自体が変化しているかもしれないため、令和13年度までの長期にわたる計画とするならば、相当抜本的な改革を必要とする可能性もある。

一方、その抜本的改革にあっては、各地域において府立高校ならではの特色ある改革を行っていく必要があり、ピンチをチャンスと捉え、例えば、従来の学級人数に縛られることなく、少人数・少数精鋭に特化した教育を行ったりするなど、尖った府立高校を配置してはどうか。

現在、洛北・嵯峨野・桃山高校のような特色のある高校が存在するが、こうした学校の規模に捉われず、私立学校にはできない特化した高校を作るべきではないか。

学級の人数にこだわっていれば、今までと変わらない計画となるため、そうしたことも加味していただきたい。

○ 前川教育長

本基本計画の策定後、通学圏ごとを基本として実施計画を策定する予定である。

少子化のスピードは各地域によっても違い、それを見据えながら、段階的に順を追って実施計画を出していくが、その中で、おそらく基本計画の最初の段階で想定していた以上の状況になる可能性もある。スタンダードな考え方のもと基本計画を立てているが、御指摘のように思い切った改革の視点も必要であり、実施計画においてどの程度反映できるかということも含め、検討させていただく。

○ 鈴鹿委員

基本計画の計画期間の関係では、令和13年度までとあり、随分先のことで考えなければならないのだなと感じている。そうした場合、藤本委員の御意見のとおり、何かに特化した特色ある学校づくりが必要と思う。

他県では、私立高校よりも公立高校の方が高いレベルの大学への進学率が高く、また、公立高校に入学できなかった人が私立高校に入学する傾向も見られる。京都では私立大学や私立高校が多く、他県とは逆の現象となっており、その視点で見れば、大学の受験勉強に充てる時間を優先的に使えるというのが私立高校への人気の一つの要因ではないか。

しかし、そうしたことは公立高校でも十分にできると思う。

例えば、日本の大学のみならず、外国の大学も視野に入れ、生徒に国際感覚を身に付けさせ、英語力のみならず、他言語の勉強を取り入れるなど、そうした特色のある学校があれば、日本の大学に捉われることなく、そこから海外に羽ばたいていく生徒も増え、志望者が増えるかもしれない。

また、私立大学よりも上のレベルの大学を目指している人のための受験勉強を行う府立高校もあって良いのではないか。プラスアルファで全く違う視点の学校があれば、魅力も感じられるのではないか。

こうしたことを考えれば、魅力ある府立高校づくり懇話会の委員には教育関係者以外の方も多く入っているべきだったと思う。

○ 前川教育長

これまで、先進的というか、先頭を走ってきた学校というのは、科学技術や理科・数学に関する研究開発等を行ういわゆるスーパーサイエンスハイスクールに見られるような理数系教育に特化した学校であったが、これからは御指摘のように違う視点での特色、尖り方も必要となるため、どのような学校が作れるか、考えていきたい。

ウ 小学校教頭の人事異動について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第38号議案 令和5年度京都府教育功労者表彰の被表彰者について【非公開】

イ 第39号議案 令和5年度京都府教育委員会附属機関の委員等表彰の被表彰者について【非公開】

ウ 第40号議案 令和5年度京都府公立学校優秀教職員表彰の被表彰者について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ア～ウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

